

問い合わせ先
平成25年1月29日
課名 海の道プロジェクト・チーム
(瀬戸内ブランド推進協議会事務局)
担当者 矢野, 藤原
電話 (内)2421
直通電話 082-513-2421

報道関係各位

1月31日から「瀬戸内ブランド」の 情報発信がスタートします。



瀬戸内ブランドマーク

<http://setouchiweb.jp/>

瀬戸内7県が連携して発足した「瀬戸内ブランド推進協議会」は、瀬戸内エリアの魅力为全国に発信するための公式サイトを、1月31日にオープンさせます。今後、このサイトでは、瀬戸内の様々な情報を掲載します。

また、瀬戸内エリア特有の「自然」、「食」、「歴史」といった資産をもとに、創意工夫によって開発された商品やサービスなどを広く募集し、協議会が一定の基準に基づいて審査し、「瀬戸内ブランドマーク」の使用を認めます。

■瀬戸内ブランドマークの使用について

公式サイトから申請書をダウンロードし、必要事項を記入の上、協議会事務局宛に送付いただきます。審査の結果、認定されると、マークを無償で使用することができます。

詳しい申請方法については、別紙「瀬戸内ブランド認定 応募要項」または公式サイトをご覧ください。

また、公式サイトにおいて、マークの由来についてご説明しておりますので、併せてご覧ください。

瀬戸内ブランド推進協議会とは

瀬戸内海に面した、兵庫、岡山、山口、香川、愛媛、広島、徳島の6県が瀬戸内の魅力を発信するために平成24年5月に発足させた協議会です。平成24年10月に徳島県が加わり、現在7県で構成されています。

瀬戸内ブランド認定 応募要項

平成25年1月
瀬戸内ブランド推進協議会

① 「瀬戸内ブランド」とは

[瀬戸内の目指すブランドアイデンティティ]

The Inland Sea, SETOUCHI.

世界有数の内海（うちうみ）を共有し、
独自で多様な資産から成る内海文化圏。
その特有な文化に触れることで、
日常から解放された神秘的な体験を得られる場所。

島：瀬戸（狭門）や島々を中心とする独特の多島美景観や島を臨む生活。
食：変化に富んだ潮流で生まれた海の幸や、温暖な気候の恵みである柑橘類などの食資産。
歴史：古代から日本の交通の要衝であり、歴史の重みを感じさせる街並みや情景。

② 認定とは

瀬戸内エリア特有の「自然（島や内海）」、「食」、「歴史」といった資産をもとに、創意工夫によって開発され、上記①のブランドアイデンティティを体現するような商品及びサービスなどを、認定基準に基づいて「瀬戸内ブランド」として認定するものです。「瀬戸内」のブランド価値を向上させ、広く国内外に認知が広まることを目指しています。

③ 認定対象

下記の（１）～（４）に関連する商品及びサービス（ツアーやクルーズ、宿泊などの体験サービスを含む。）など

- （１）自然（景観，内海，島，気候，地形，温泉，海岸など）
- （２）食（農産物，畜産物，魚介類，柑橘類，果物，酒，郷土料理，食べ方，米穀加工品，
麺類，野菜・果物等加工品，調味料，菓子，飲料など）
- （３）歴史（遺産，名所，歴史建物，歴史的人物，歴史的モニュメントなど）
- （４）文化（風俗慣習，民俗芸能，伝統技術，行事，祭事など）

④ 認定基準

下記の認定基準をすべて満たすことが必要です。

- ・ブランドアイデンティティとの合致度
「瀬戸内」の自然や食，歴史文化を受け継いでいること。
創意工夫が見られ，人々への新しい提案や革新性があること。
- ・信頼性／品質
瀬戸内エリア特有の資産をもとに開発された裏付けがあること。
高い信頼性を持った商品及びサービスなどであること。
質の高さを維持，向上するための取組や裏付けがあること。
- ・市場性
消費者ニーズに合致しており，市場性が高いこと。
瀬戸内ブランドの知名度，イメージアップへの貢献が期待できること。

なお、下記の事項に該当すると認められる場合は、認定対象外とします。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 特定の政治活動、思想活動又は宗教活動を助長するおそれがあると認められるとき。
- (3) 自己の信用を高めるために利用すると認められるとき。
- (4) 自己の商標、意匠その他これに類するものとして利用すると認められるとき。
- (5) 協議会及びブランドマークをおとしめると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほかブランドマークの利用を不相当と認めるとき。

⑤ 申請要件

- (1) 「瀬戸内ブランドサポーター」に登録していること。
- (2) 瀬戸内7県（兵庫、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛）域内に、住所（法人その他団体にあっては事務所の所在地）、原材料の生産地、加工地のいずれかを有していること。ただし、上記に該当しない場合であっても、瀬戸内の地域経済活性化と観光の視点から、「瀬戸内ブランド」として認定することが適当と判断する場合があります。

⑥ 認定について

「瀬戸内ブランド」の認定については、事業者等からの申請を受け、その申請に係る商品やサービスなどが認定基準を満たしているか審査し、瀬戸内ブランド推進協議会が認定します。

⑦ 審査結果について

審査の結果、申請された商品やサービスなどを「瀬戸内ブランド」として認定した場合は、瀬戸内ブランド推進協議会が利用許諾通知書を交付します。

また、「瀬戸内ブランド」として認定されなかった場合は、その旨を文書でお知らせします。

⑧ 認定後について

- (1) 瀬戸内ブランド推進協議会公式サイトへ掲載します。
- (2) 認定物について「瀬戸内ブランド」の名称及びブランドマークを使用することができます。

なお、下記の使用ルールを遵守してください。

- 協議会が定めた形、色等の規格に沿って正しく使用すること。
- 利用許諾を受けた用途のみに使用すること。
- 利用許諾通知書に明記された条件に従い使用すること。
- 利用に当たっては、協議会がブランドマークの著作権者であることを明示すること。
- 利用前に当該利用に係る物件の完成見本を速やかに協議会に提出すること。

ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。

- 利用者はその利用に関して商標登録出願を行うことはできない。

⑨ 認定の取り消し

以下の場合に適合した場合は、認定を取り消すことがあります。

〈取消理由〉

- (1) 認定基準に適合しないと認められたとき
- (2) 使用ルールを遵守していないと認められたとき
- (3) 虚偽の申請により、認定を受けたとき
- (4) その他「瀬戸内ブランド」の認定に重大な支障を及ぼすおそれがある行為があったとき

⑩ 応募方法

所定の様式(瀬戸内ブランド推進協議会公式サイトからダウンロード)に必要な事項を記入の上、瀬戸内ブランド推進協議会事務局へ送付してください。

【受付窓口】

瀬戸内ブランド推進協議会事務局
〒730-8511
広島県広島市中区基町10番52号
広島県 商工労働局 海の道プロジェクト・チーム

【提出資料】

- 瀬戸内ブランド認定申請書

※ 様式は瀬戸内ブランド推進協議会公式サイトからダウンロードしてください。

《申請者が個人の場合》

- 住民票の写し

《申請者が法人、その他の団体の場合》

- 定款、寄附行為などその他これらに準ずるもの、及び法人にあっては、当該法人の登記事項証明書

【注意事項】

- 提出いただいた認定申請書に記入されている内容を基にしますので、「申請する商品及びサービスの概要」、「瀬戸内らしさ」など認定基準の適合性については、詳しくご記入ください。
- 審査に当たっては、申請サンプルがありましたら提出いただきます。詳細については、応募書類受領後に連絡いたします。
- 応募書類及び申請サンプルは返却いたしません。
- 応募書類の内容については、当該審査以外に使用することはありません。

⑪ 問い合わせ先

瀬戸内ブランド推進協議会事務局 広島県 商工労働局 海の道プロジェクト・チーム

[Tel:082-513-2421](tel:082-513-2421) Fax:082-223-2135 受付時間：8:30～17:15（土曜・日曜・祝日を除く）

⑫ その他

この要項に定めるもののほか、瀬戸内ブランドマークの認定に必要な事項は、瀬戸内ブランド推進協議会会長が別に定めます。